

社会福祉法人 仁至会
理事長 加知 輝彦 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 5 年 12 月 26 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 理事会について

理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫するなど欠席者が出ないように理事会を招集すること。

2 会計管理について

(1) 資金収支計算書（第 1 号第 1 様式及び第 4 様式）を作成する際は、資金収支予算書（最終）と整合していることを確認すること。

(2) 附属明細書において、以下の不備が認められたため、適切に作成すること。

①借入金明細書の返済期限の欄が 2 件中 1 件で記載が漏れている。

②補助金明細書において、施設整備等補助金が区分して記載しておらず、また様式に従っていない。

③国庫補助金等特別積立金明細書において、期末残高が貸借対照表と一致していない。また注書 2「国庫補助金等特別積立金取崩額が、終了支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額馬ある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。」に従って作成されてい

ない。

④大附センター、サンサン拠点にかかる基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書について、一部の固定資産（勘定科目）の期首残高が拠点区分貸借対照表と一致していない。

【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課
法人指導監査官 伊東 典亮
社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子
TEL 03-5253-1111（内線2869）
MAIL itou-noriaki@mhlw.go.jp
nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp